

### 第3節 快適環境

#### 3-1 土地利用

○本市は東西に23.1km、南北に25.2kmの広がりをもっており、市全体の面積は202.32km<sup>2</sup>となっています。

○土地利用の状況は、全体の6割近くを森林（58.8%）が占めており、それ以外は農用地（17.4%）、水面・河川・水路（4.1%）、道路（3.7%）、宅地（3%）、原野（1.4%）、その他（11.6%）となっています。

（数値：国土利用計画第二次飯山市計画 H18）

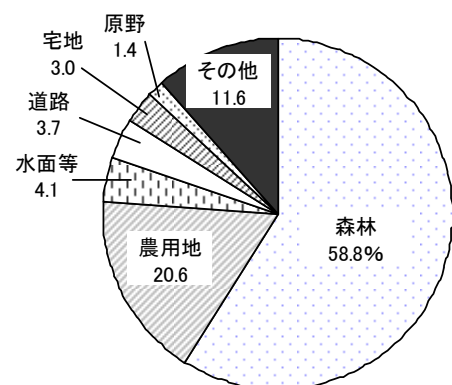
○盆地内部の平坦地部は主に稲作地として土地利用が行われており、岡山上段地区は畑地として大規模な農地開発が行われました。

○森林をはじめとする自然的土地利用面積が市全体の約82%を占めていることによって、本市の自然に恵まれた環境が形成されています。今後も自然環境との調和のとれた土地利用の推進を図っていくことが必要です。

○本市の都市計画区域は、昭和25年に旧飯山町全域を対象として1,613haが定められ、昭和41年に秋津、木島の一部を区域に取り込み、旧飯山町の山間部を除外し、現在の1,083haに変更されました。現在の用途地域面積は318haであり、住居系が77%、商業系が8%、工業系が15%となっています。また、特別用途地域として愛宕町の仏壇街7.2haが特別工業地区に指定され、準防火地域として94haが指定されています。

○都市計画区域については、平成12年3月に策定した「飯山市都市計画マスタープラン」に基づき、区域の見直し、適切な用途の設定により、健全な都市づくりに向けた土地利用の誘導と規制を図っていくことが課題となっています。

■市内の土地利用状況



■都市計画用途地域の現状

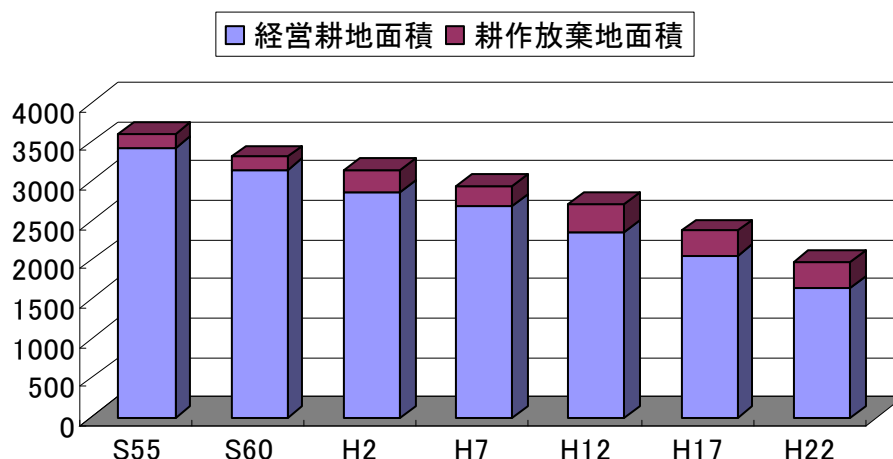
区分	面積 (ha)
第一種低層住居専用地域	93
第一種中高層住居専用地域	17
住居地域	133
近隣商業地域	20
商業地域	10
準工業地域	27
工業専用地域	18
計	318

## 【第2案】第2章第3節「快適環境」

- 市内の経営耕地面積は年々減少傾向にあり、農地区分としては水田がおよそ6割を占めています。農家の担い手不足や高齢化が進み、農家数が年々減少傾向にあり、経営耕地面積に対する耕作放棄地面積の割合も年々増加しつつあります。
- 畑ではアスパラ、ズッキーニ、キュウリ等が多く栽培されています。

### ■市内耕地面積の推移

(単位:ha)



### 3-2 道路・交通

- 本市の主要交通網は、幹線道路として国道117号線、292号線及び403号線が走っており、長野市と新潟県十日町方面を結ぶJR飯山線が市内を南北方向に通過しています。
- 自家用車の普及・増加に伴い、鉄道、バス等の公共交通機関は利用者が減少している一方、高齢化の進展に伴い、交通弱者の移動手段の確保が求められています。平成24年度の新公共交通システムによる運行を目指し、平成23年度に調査事業を実施しました。
- 市の南部に接する旧豊田村を上越自動車道が通過しており、豊田飯山ICが近接しています。また、平成26年度末の北陸新幹線飯山駅開業に向け、駅周辺整備等進めています。
- 市内の道路のうち、国道や県道の幹線道路はほぼ100%舗装整備されていますが、道路全体の8割以上を占める市道の舗装率は5割強と低くなっています。ただし、市道は農地の中や山間地域などの未舗装路も多く含んでいるため、集落内などの生活道路はほぼ100%の舗装整備となっています。

### 3-3 歴史・文化

- 信越県境に位置する飯山市は、豊かな自然に囲まれ、飯山盆地を北上する千曲川の恩恵を受けながら特色ある雪国文化をはぐくんできました。
- 歴史的には信州の北の玄関口として他地域との交流が見られるほか、国指定の小菅神社奥社、県指定の飯山城跡、恵端禅師旧跡をはじめとした多くの文化財が地域を語る貴重な財産として受け継がれています。

【第2案】第2章第3節「快適環境」

- 一方で生活環境の変化により利便性や普遍性が重視され、山間部を中心とした高齢化や地域的な繋がり希薄化など、地域文化の継承が今後の重要な課題となっています。
- 文化財の保護・活用を図るとともに、語り継がれた歴史、おまつりなどの年中行事にあらわれる民俗文化、食文化の中に多岐にわたる文化資源としての価値を積極的に見出し、発信し、次世代につなげていく地域づくりを推進する必要があります。

■重要文化財、史跡、県宝等一覧（H23.4.現在。天然記念物は別掲。有形文化財は省略）

種別	名称	指定年月日	所在地	
国	重要文化財	白山神社本殿及び附属棟札	S27. 3. 29	岡山
		健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿	S27. 7. 19	太田
		小菅神社奥社本殿及び附属宮殿2基	S39. 5. 26	瑞穂
	重要無形民俗文化財	小菅の柱松行事	H23. 3. 9	瑞穂
	(重要美術品)	健御名方富命彦神別神社本殿及び付属鰐口	S23. 10. 1	太田
県	史跡	恵端禅師旧跡正受庵	S35. 2. 11	飯山
		飯山城跡	H6. 2. 18	飯山
		勘介山古墳	S40. 7. 29	秋津
	県宝	桐竹鳳凰文透彫奥社脇立	S39. 8. 20	瑞穂
		板絵著色観音三十三身図	S39. 8. 20	瑞穂
		木造伝聖徳太子立像	S54. 12. 17	飯山
		太刀 銘天然子壽昌	H1. 8. 14	飯山
		菩提院の絹本着色両界曼荼羅図	H14. 3. 28	瑞穂
	無形民俗文化財	五束の太々神楽	H10. 10. 26	太田
	(選択無形民俗文化財)	富倉の笹寿司	H12. 3. 15	富倉
		有形民俗文化財	今井の伊勢社	S61. 1. 24
万仏山観音石像及び本尊			S61. 1. 24	瑞穂
秋津の祭り屋台			H4. 11. 17	秋津
五束の伊勢社			H10. 5. 18	太田
無形民俗文化財		さつまおどり	S48. 6. 25	常盤
		五束の御柱	H13. 11. 29	太田
		桑名川の大祭	H15. 1. 15	岡山
		からすおどり	H16. 5. 26	全域
史跡		須多峰遺跡	S51. 1. 16	飯山
		藤ノ木の御旧跡(伝親鸞聖人・蓮如上人御旧跡)	H4. 11. 17	柳原
		有尾1号古墳	H9. 1. 20	飯山
		法伝寺2号古墳	H9. 1. 20	秋津
		小菅大聖院跡及び奥社参道	H15. 1. 15	瑞穂
(選択無形民俗文化財)		富倉の笹寿司	H19. 11. 20	富倉

	いもなます	H19. 11. 20	富倉
	えご	H19. 11. 20	全域
	富倉そば	H19. 11. 20	全域



■五束の御柱



■飯山城跡

### 3-4 景観

- 本市の風景は、絵画の題材や写真の被写体として好まれています。このような魅力ある地域の景観を保全・創出することを目的として、「全市公園化構想」、「飯山市景観形成基本計画」を策定するなど、地域景観まちづくり運動を進めています。
- 国道117号線飯山バイパス等においては、地域住民の協力を得て、フラワーロード、桜つつみ事業などによる沿道景観づくりを進めています。また、飯山市沿道景観維持に関する指導要綱により、屋外広告物の独自規制も行っています。
- 市街地を取り囲む緑豊かな山並みは、水と緑に恵まれた郷土の景観を形成している一方、千曲川や市街地を流れる中小河川の水辺環境の保全・創出を図ることによって、潤いのある景観を形成することができます。
- 本市の景観は、次のような5つの骨格となる要素によって形成されています。
  - ・領域の縁取り → 領域を限定する山並みや台地等
  - ・連続する軸 → 奥行きやつながりを感じる川や道
  - ・建物などの集積 → 市街地、集落、寺院群等
  - ・目印となる建造物や山 → 方向性を示す山や建造物等
  - ・まとまった広がり → まとまった田畑等
- また、景観資源は、次のように6つの類型に整理することができます。
  - ・まち並みの風景 → 寺町、雁木のある通り、農村集落、住宅街
  - ・山並みや緑の風景 → 山、緑
  - ・歴史あるものの風景 → 寺社、文化財、史跡、石造物
  - ・川のある風景 → 千曲川
  - ・農村や農村集落の風景 → 農地、集落

## 【第2案】第2章第3節「快適環境」

- 本市では、住民が地域の建物の形態、色彩等の外観や緑化など良好な景観保持のルールづくりとして知事の認定を受けた景観形成住民協定を順次締結しています。

### ■景観形成住民協定締結地区

名称	協定年月	地区の特徴
小菅の里景観形成住民協定(瑞穂小菅区)	H7.8	小菅神社周辺景観保護
松倉区景観形成住民協定(飯山松倉区)	H8.12	住宅団地内の住環境整備
愛宕寺町まちづくり協定	H9.6	仏閣仏壇店のまちづくり・雁木整備
中道通り線景観形成住民協定(飯山北町・田町区)	H11.7	調和ある街並みづくり
瀬木景観形成住民協定(太田瀬木区)	H13.3	自然と調和した景観を守り、豊かで潤いのあるまちづくり
五荷景観形成住民協定(太田五荷区)		

- 歴史資源に恵まれた地域の特徴を生かし、寺社、史跡、地域の祭り等の保全・活用を図っていく必要があります。
- 平成12年3月に県は、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊田村(現：中野市)及び栄村の7市町村にわたる高社山麓・千曲川下流域の優れた景観を保全・創出し、美しい景観づくりを進めるため、長野県景観条例に基づく景観形成地域に指定しました。重点地域は5つの地域に区分され、それぞれの地域の工作物の新築、改築、外観変更等や土地の形質の変更、土石類の採取、広告物の表示・掲出の採取、広告物の表示・掲出届出を要することが定められています。

### 3-5 公園・緑地

- 本市の公園・緑地は、都市公園として運動公園1か所、近隣公園1か所、街区公園が4か所設置されており、その他の公園等として本町ぶらり広場、城山公園ポケットパーク、戸狩河川公園、菜の花公園などが整備されています。
- 都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は約25㎡であり、県平均の9.6㎡を大きく上回っていますが、供用面積のほとんどが運動公園で占めており、身近な憩いの場としての街区公園の整備が必要です。
- 整備された公園以外では、各地域の寺社の境内などがその役割を果たしています。
- 自然を活かした公園や気軽に行ける広場など、ふれあいと憩いの場としての公園・緑地の確保が必要とされています。

■市内都市公園の状況

名 称	計画面積 (ha)	供用面積 (㎡)	都市計画上の分類
新町児童公園	0. 16	1, 646	街区公園
鉄砲町児童公園	0. 14	919	街区公園
上町児童公園	0. 12	1, 200	街区公園
飯山駅前公園	0. 34	3, 416	街区公園
城山公園	6. 49	64, 923	近隣公園
飯山運動公園	20. 80	202, 200	運動公園
計	28. 05	274, 304	

■都市環境に対する市民意識(市民アンケート結果より抜粋)

(アンケート結果を記載予定)